

法人会だより ふりこ

令和8年

第165号

(6月30日発行)

公益社団法人札幌南法人会は健全な経営・正しい納税・社会への貢献をテーマに活動する団体です

目次

トピックス	1	けんたからの「おしらせ」	7
通常総会・青年部会総会・全国女性フォーラム	2	幹旋図書・雑学雑談の庭	8
令和8年度研修会開催計画	3	税務署からのお知らせ	9
令和9年度税制改正要望事項を提出	4	日本政策金融公庫からのお知らせ	11
税務問答「反面調査の着眼点」	5	北海道雇用労働相談センター	12
健康コラム「ごはんを食べると眠くなる～」 ..	6	地域の皆さまへ新入会員紹介	13



(令和8年度通常総会：キャッシュレス納付推進100%目指します！宣言書手交)

発行所

公益社団法人
札幌南法人会

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階
TEL 011-251-7863
e-メール info@satsu-minami.jp
URL https://www.satsu-minami.jp

法人会活動トピックス

- 1/14** 「**税務調査の現状と対策**」セミナー
講師: 税理士 宮崎 潤氏 (会場: 経済センター 102名 (当会21名参加))
- 1/19** **新設法人説明会** (会場: 経済センター 22名参加)
講師: 札幌南税務署 法人課税審理専門官付上席 今 直人氏
- 1/19** **北広島支部 新春講演会**
「税のこぼれ話し」「キャッシュレス納付」(会場: 良寿し 29名参加)
講師: 札幌南税務署 副署長 竹内 宏行氏・工藤 博司統括官氏
- 1/22** **理事会・新年交礼会**
(会場: 札幌プリンスホテル国際館パミール 新年会 125名参加)
- 1/31** **北広島支部 「税の啓発」 ふれあい雪まつり会場**
2/3 **法人税決算調整説明会** (会場: 経済センター 17名参加)
講師: 札幌南税務署 法人課税審理専門官付上席 今 直人氏
- 2/10** **恵庭支部 新春講演会「税のよもやま話」**
「**全国の公金受取の状況とキャッシュレス納付**」
講師: 札幌南税務署 副署長 竹内 宏行氏・統括徴収官 五十嵐 学氏
(会場: えにわステーションホテル 25名参加)
- 2/19** **書き損じハガキ 札幌ユネスコ協会へ寄贈** (116枚切手113枚)
2/17 **「社会保険・労働保険の実務とポイント」セミナー**
講師: (株)フューチャータクティクス 代表 園部 喜美春氏
(会場: 経済センター 126名 (当会28名参加))
- 2/25** **札幌5法人会青年部会合同ボウリング大会**
(会場: ラウンドワン 当会20名参加)
- 3/11** **「ビジネスマナー」セミナー** (会場: 経済センター 69名 (当会22名参加))
講師: (株)藤本高等教育研究所 代表 藤本 研一氏
- 3/25** **千歳支部「新入社員ビジネスセミナー」**
(会場: 千歳商工センター 4名参加)
講師: Win Coach 代表 須磨 展子氏
- 4/15** **青年部会役員会** (大同生命ビル 出席8名)
- 4/16** **全国女性フォーラム埼玉大会** (ソニックシティ大宮 当会11名参加)
- 4/22** **女性部会役員会** (札幌プリンスホテル 出席17名)
- 4/24** **正副会長会議・理事会** (札幌プリンスホテル 出席40名)
- 5/20** **青年部会定時総会** (札幌プリンスホテル 出席25名)
研修会「健康経営」(株)林自工 代表取締役 林 将告氏
AIG損害保険(株)戦略推進部長 橋本 良氏
- 5/26** **通常総会・正副会長会議**
(札幌プリンスホテル 実出席88名他来賓22名)
- 6/9** **税制委員会** (札幌プリンスホテル 出席8名)
令和9年度税制改正要望事項検討
- 6/11** **新設法人説明会** (会場: 経済センター 7名参加)
講師: 札幌南税務署 法人課税審理専門官付上席 今 直人氏
- 6/12** **全道青年の集い網走大会** (オホーツク文化交流センター当会13名参加)
- 6/15** **女性部会定時総会・40周年記念講演会** (プレミアホテルTSUBAKI)
講演会「人生の宝物 (経営哲学と大いなる力)」
講師 (株)どうきゅう 代表取締役社長 中西 泰司氏
*次回広報誌ふりこ166号を40周年特集号と致します
- 6/23** **改正税法説明会**
講師: 札幌南税務署 法人課税審理専門官付上席 今 直人氏



北広島支部: 新春講演会の会場のようす



新年交礼会での福引のようす (本年担当女性部会)



女性部会: ユネスコへ書き損じハガキ寄贈



青年部会: 札幌5法人会ボウリング大会



3月のビジネスマナーセミナー会場のようす

令和8年度 通常総会開催

令和8年5月26日 札幌プリンスホテル国際館パミール

令和8年度通常総会が開催され、令和7年度事業報告・決算報告が承認され、令和8年の事情計画のもと新年度をスタートしました。総会後の懇談会の冒頭では、今年から札幌南法人会が目標にかかげた「キャッシュレス納付100%を目指します！」宣言書を、荒井会長から久恵札幌南税務署長へ手渡し、連携を確認しました。(表紙の写真)その後、全法連より長年の役員の功労者としての表彰者として3名が紹介されました。

＜全法連功労表彰者＞ ・豊平第4支部 佐藤 昌一 様
・千歳支部 酒井 浩明 様
・監事 上田美千子 様



全法連表彰者：佐藤副会長（左）と荒井会長（右）

青年部会定時総会・特別講演会開催

青年部会は令和8年5月20日に札幌プリンスホテルに於いて、定時総会を開催し、三寺健吾部会長ののもと、新年度の事業をスタートした。

総会終了後、(株)林自工の代表取締役林将告氏とAIG損害保険(株)の戦略推進部長橋本良氏による「健康経営について」特別講演会が開催された。

新しく青年部会になったメンバーも多いことから、法人会の健康経営の基本から(株)林自工での「100円ランチバイキング」などの取り組みを紹介し、企業が健康経営を進めその結果生産性アップ、コスト削減に繋がっていることを紹介した。また、橋本氏からは従業員の健康管理は経営的視点で戦略的に実践する必要があるとあり、会社としてバックアップ体制を整え安心して働ける職場環境を作ることが必要となるとして、健康を守ることも防災として位置付ける経営が必要とされると事例をもとに話された。



健康経営 講師：林将告氏と橋本良氏

第20回全国女性フォーラム埼玉大会開催

令和8年4月16日 ソニックシティ大宮

全国の女性部会員が集う全国女性フォーラムが約1,700名の参加で、埼玉県で開催された。当会からは11名が参加し、税の絵はがきや・食品ロス等、全国の女性部会員の活動状況に触れる機会となった。

特別講演会ではテレビの「笑点」でお馴染みの落語家、林家たい平氏が「生きるには、笑いが大切」であること、笑わせながら、泣かせながらたっぷりと講演した。

懇談会はパレスホテル大宮に会場を移し、世界大会でも入賞している子供たちのダンスチーム「VIOLET」のプロ顔負けのダンスに魅了されていた。



特別講演会：林家たい平氏

公益社団法人 札幌南法人会
令和8年度 研修会開催計画

開催日時	研修会等テーマ	講師	主催等	参加料等
6月11日(木) 13:30~16:00	新設法人説明会	札幌南税務署 担当官	札幌南法人会	無料
6月23日(火) 13:30~16:00	改正税法説明会	札幌南税務署 担当官	札幌南法人会	無料
7月21日(火) 13:30~15:30	社員のモチベーションを上げ活躍できる組織づくり	(株)ライフデザインラボ 代表取締役 村山 寛樹	札幌5法人会 共催	法人会員・3千円 その他・5千円
8月18日(火) 13:30~15:30	数字が苦手・簿記が分からない人も大丈夫!! 決算書はここを見ろ!	ライトハウスマネジメント 代表 山口 真徳	札幌5法人会 共催	法人会員・3千円 その他・5千円
9月15日(火) 13:30~15:30	誰に相談していいかわからない中小企業向け無理なく始めるDXセミナー	笑顔で働く組織作りコンサルタント 尾形比呂和	札幌5法人会 共催	法人会員・3千円 その他・5千円
10月22日(木) 13:30~15:30	人材定着における今すぐ行うべき取組とは	(株)Gentle 代表取締役 中村 成博	札幌5法人会 共催	法人会員・3千円 その他・5千円
11月18日(水) 10:00~12:00 14:00~16:00	年末調整説明会	札幌南税務署 担当官	札幌5法人会 共催	無料
1月15日(金) 13:30~16:00	新設法人説明会	札幌南税務署 担当官	札幌南法人会	無料
1月19日(火) 13:30~15:30	税務調査の実態と申告是認への対応策	税理士 宮崎 潤	札幌5法人会 共催	無料
2月5日(金) 13:30~16:00	決算調整説明会	札幌南税務署 担当官	札幌南法人会	無料
2月17日(水) 10:00~16:00	社会保険・労働保険の実務とポイント	(株)フューチャータクティクス代表 特定社会保険労務士 園部喜美春	札幌5法人会 共催	法人会員・3千円 その他・5千円
3月17日(火) 10:00~16:00	新人・若手社員向けビジネスマナー	(株)Self-esteem 代表取締役 坪崎美佐緒	札幌5法人会 共催	法人会員・3千円 その他・5千円

- (注) 1 開催場所は、11月18日の年末調整説明会が「カナモトホール」(札幌市中央区北1条西1丁目)で、他は全て「北海道経済センター」(札幌市中央区北1条西2丁目)です。
- 2 札幌南法人会では、会員様に有料研修会を無料で受講できる「無料受講券」を発行しています。
なお、無料受講券を使い切って追加希望の場合は、再発行致しますので事務局へお申し出ください。
- 3 本年も、受講ポイントカードを発行しています。5ポイントでオリジナル図書カードを差し上げます。
- 4 **変更の可能性がります。**参加申込は「広報誌ふりこ」や「ほうじん」等に同封して都度送付するチラシにて必ずご確認のうえお申込み下さい。上記以外に各支部でも研修会の開催を予定しています。

公益社団法人 札幌南法人会
電話 011-251-7863 FAX 011-241-3218
ホームページ <http://www.satsu-minami.jp>

令和9年度税制改正要望事項を提出！

令和9年度税制改正要望事項を、当会からは道法連を通じて全法連あてに下記のとおり提出しました。

なお、多くの皆様に税制のアンケートへご協力を頂きましてありがとうございます。今後も皆様からの改正要望をお待ちしていますので、ご意見を事務局あてにお寄せください。アンケートの集計結果については、広報「ほうじん」等で公開させていただきます。

1 消費税率は単一税率とし軽減税率適用を行わないこと

軽減税率の適用は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、単一税率が望ましく軽減税率は当面の間廃止すべきである。

また、インボイスについては、改正された適用措置も細かく複雑で、事務負担も多いことから、単一税率であれば現行の「請求書保存方式」で十分対応可能であり導入の必要はない。

期限付き食料品の税率0%には賛成できず、給付付き税額控除制度の導入は企業の源泉税担当者の負担を十分に考慮した制度として、早急に推進すべきである。

2 法人税 中小企業の軽減税率15%本則化と適用所得金額の引き上げを行うこと

中小法人に適用されている軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化を求める。

さらに、現行800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう見直しが必要である。

3 法人事業税の外形標準課税の対象法人（資本金1億円以下）を拡大しないこと

外形標準課税制度は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人を対象として、改正されたが、この基準をさらに拡大し適用範囲の拡大を考慮することは中小企業にも大きな影響を及ぼすこととなるので、この範囲に留めるべきである。

税負担の公平という仕組みは理解できるものの、中小企業を取り巻く厳しい環境の中で、中小企業も雇用の継続という地域社会に対して重要な役割を果たしている。

継続と雇用の維持拡大のため対象法人の安易な拡大はしないこと。

4 所得税 給与所得者に対する課税制度について末調整制度を廃止し申告納税方式とすること

給与所得者にとって納税の手間と費用の負担がない現行の年末調整制度は、源泉徴収義務者である雇用主が源泉徴収事務のみならず、給与所得者の実質的な確定申告手続きの事務負担を担っており、雇用主の事務負担が大きいものである。

また、給与所得者は、源泉徴収と年末調整が雇用主によって行われているため、納税意識が浸透

せず租税の仕組みなどが十分に理解されていないため、憲法第30条の納税の義務を通じた積極的な政治参加への意識が低い要因となっているものと考えられる。

さらに、給与所得者の家族等の属性情報を記載した書類を提出しなければならないため、個人情報保護法の面から情報漏洩の問題もあることから廃止すべきである。

申告納税方式とする為には、さらなるe-taxの普及、利用促進を進める必要がある。

5 印紙税の廃止

印紙税は文書の作成行為自体に担税力があるとは考えられないこと、また、近年の電子商取引やペーパーレス化が進んでおり、電子文書は印紙税法上、課税文書に該当せず課税の公平性が損なわれていることなどから印紙税は廃止すべきである。

6 社会保障・年金制度に関すること

少子高齢化は数十年前より問題となっていたにも関わらず、有効な対策をとってこなかった国の責任を現代の人たちに負担させるのは国民の納得を得られない。小さな政府にして地方公共団体に地域特性を生かした権限移譲し、国民負担を広く浅くし行政サービスを民間に渡してコスト減と収益構造をつくるべきである。

また、少子化対策については、教育費の無償化等を早急に進め、単発的に対応で終わらせないようにしなければならず、自治体ごとのバラツキもみられ不公平が生じているため、国が公平に講じるべきである。

年収の壁については、所得税だけではなく、社会保険料も合わせて抜本的な改正をして、わかりやすくし、働き控えを無くすべきである。

7 相続税・贈与税に関すること

個人の相続税に関して、死亡財産が年間70～80兆円程度に対し、相続税の課税対象は年々増加しているとはいえ、相続税収が歳入の3%程度なので、基礎控除等をさらに見直して、社会保障などの税源に充てるべきである。

公益社団法人 札幌南法人会

税制委員長 寺澤孝男

消費税について虚偽の申告により不正に還付金を受け取るケースが見受けられることから、還付申告法人に対して重点的な調査が実施されているようです。

調査官は多額の消費税還付申告があった法人について、還付理由の解明のための実地調査に着手し、仕入税額控除に過大なものがないかを重点的に調査を行っています。ご案内のように、消費税法では、固定資産等を購入した時点で課税仕入を認識し、売却の時点では売却の損益に関係なく売却収入全額を課税売上と考えます。

調査官はいわゆる固定資産等の購入について、購入先や決済方法等に不自然な点はないかに焦点を絞ってみました。

調査官 資産の購入先からの請求書を見せていただいているのですが、請求書の様式が違うものがありますね。

代表者 そうですか。あまり意識をしたことがありませんので気が付きませんでした。

調査官 途中から様式が変わったのであるならば分かるのですが、月によって異なるのはおかしいですよ。

代表者 ……。

代表者は黙ってしまって話が前に進みません。

調査官 このままでは内容の確認ができませんので資産の購入先に反面調査を実施します。よろしいですね。

代表者 ……。

調査官は反面調査を終え、再び会社に臨場しています。

調査官 社長、反面調査を行ったところ様式の異なる請求書については、相手方では出した覚えはないと言っています。これはどういうことなのですか？

代表者 申し訳ありません。

調査官 請求書はどうしたのですか？

代表者 特定の月だけ架空の請求書を自分で作成しました。

調査官 なぜ、そのようなことをしたのですか？

代表者 消費税の負担が重荷になっていたので、仕入税額控除を水増しすれば納付をしなくて済むと思い、つい出来心でやりました。

調査官 これだけですか？

代表者 ……。

調査官 高額なソフトウェアも遠隔地から購入していますね。システムの稼働状況を確認しますので、モニター画面を開いて見せて下さい。

代表者 ……。

調査官 購入先について反面調査をすれば分かることですよ。出来心ではありませんよね。

代表者 ……。

調査官は内部情報等から調べた結果、ソフトウェアの購入先はペーパーカンパニーであることが判明しました。

調査官 これは明らかに不正還付行為です。許されるものではありません。

代表者 本当に申し訳ありませんでした。

本件については大型の不正還付事案のため、国税局に引き継がれ厳正な調査が行われました。その結果、一部の仕入について原始記録等（請求書等）の保存がなく、課税仕入の内容が確認できないことから、帳簿保存規定を充足していないと認定され、それに関わる仕入税額控除を否認されています。

【筆者紹介】

牧野 義博 (まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

ごはんを食べると眠くなるのは 血糖値が上がるから？

一般社団法人 Lumedia

結論から言うと、「ごはんを食べると眠くなるのは血糖値が上がるから」という説明はシンプルで分かりやすい一方で、実際のメカニズムとしては不十分であり、意思決定に使うには精度が足りない理解です。つまり、眠気という現象は複数の要因が同時に動いている「複合指標」ととらえる方が実態に近いです。

まず、よく知られている「血糖値が上がると眠くなる」という説についてです。確かに、白米やパンなどの炭水化物を多く含む食事をとると血糖値が上昇し、それに伴って体内のホルモンバランスが変化します。この変化が脳の覚醒レベルに影響を与える可能性はあります。ただし、ここで重要なのは、血糖値「単独」が眠気を決めているわけではないという点です。栄養学のレビューで知られるデビッド・ベントンも、炭水化物による眠気の説明としてよく使われる「トリプトファン→セロトニン→メラトニン」という経路は、通常の食事では強く働かない可能性を指摘しています。つまり、「血糖値＝眠気」という単純な図式は、実際にはかなり粗いモデルです。

むしろ、経営的に重要なのは「本当にパフォーマンスを落としている要因は何か」を見極めることで、その観点で最も重要なのが食後低血圧です。食事をすると、消化のために血液が胃や腸に集まります。その結果、脳への血流が一時的に減り、ぼーっとする、集中できない、眠くなるといった状態が起こります。これは血糖値とは別の仕組みで、特に忙しいビジネスパーソンや、年齢を重ねた層では影響が出やすいポイントです。つまり、「血糖値が原因」と考えて対策を間違えると、本質的な問題にアプローチできません。

次に見逃せないのが、体内時計（概日リズム）の影響です。多くの人は昼食後の時間帯（だいたい13～15時頃）に自然と集中力が落ちます。これは食事の内容とは関係なく起こる「post-lunch dip」と呼ばれる現象で、いわば人間に組み込まれた仕様です。例えるなら、会社でいう「定期的にパフォーマンスが落ちる時間帯」が決まっているようなものです。この時間帯に重要な意思決定や集中力の高い作業を入れると、成果が下がるのはある意味当然です。

さらに、食事の量と内容も大きな要因です。食べ過ぎると消化にエネルギーが多く使われ、身体は自然と「休息モード」に入ります。また脂質の多い食事は消化に時間がかかるため、眠気が長引

く傾向があります。これは副交感神経が優位になることで起こる反応で、いわば身体が「今は活動より回復を優先しよう」と判断している状態です。ここでも血糖は一部の要素に過ぎず、自律神経の切り替えの方が影響としては大きいと考えられます。

加えて、見落とされがちですが、睡眠不足や疲労の影響は極めて大きいです。同じ食事をして、前日の睡眠が足りていなければ眠気は強くなります。これはビジネスにおけるパフォーマンス管理でも重要なポイントで、食事内容だけを改善しても、根本の睡眠が整っていなければ効果は限定的です。

以上を踏まえると、食後の眠気は、血圧の変化（食後低血圧）、体内時計による自然な覚醒低下、自律神経（休息モードへの切り替え）、食事量・脂質量、睡眠不足や疲労といった要因が組み合わさって起こる現象です。血糖はその中の一要素に過ぎず、主因とは言いきれません。

したがって、経営者として実用的な理解は、「昼食後にパフォーマンスが落ちるのは血糖値だけではなく、身体の仕様として起こる複合的な現象」ととらえることです。これにより、対策も変わります。例えば、「昼食後すぐに重要な会議を入れない」「食事量を調整する」「短時間の休憩や軽い活動を挟む」といった、より本質的なマネジメントが可能になります。

<まとめ>

- ・食後の眠気は血糖値上昇だけではなく、体の複数の仕組みが重なって起こる現象。
- ・特に血圧低下や体内時計の影響が大きく、血糖値は一要素に過ぎない。
- ・対策は食事だけでなく、時間設計や休憩を含めたパフォーマンス管理が重要。

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

「筆者紹介」

一般社団法人 Lumedia

誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届きたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届けるニュースサイト「Lumedia (ルメディア)」を運営している。

けんた からのお知らせ

7月26日(日)に
開催決定!



第27回税金クイズ&少年サッカー大会

法人会
オリジナルキャラクター
「けんた」

本年度で第27回となる、札幌南法人会の社会貢献事業の一環として実施している「税金クイズ&少年サッカー大会」が7月26日に、北広島市のサンパーク公園多目的広場で開催することとなりました。

札幌南法人会管内の小学4年生以下を対象とした大会で、参加12チームでの優勝旗争奪決勝大会を行います。

多くの皆様のご協力・応援をよろしくお願いいたします。

例年にもまして、協賛広告の募集についても、ご協力をお願いいたします。(詳しくは送付済みの「サッカー協賛広告について」をご覧ください)

第63回法人会税制改正提言全道大会 「函館大会」開催のご案内

全道の法人会会員が一同に会する「税制改正提言全道大会」を開催します。たくさんのご参加を頂きますようお願いしております。

開催
要項

9月10日(木) 函館市民会館

大会 14:00~

記念講演会 15:30~ 弁護士 野村 修也 氏

懇親会 18:30~20:00 (函館国際ホテル)

会員親睦ゴルフ大会のご案内

札幌南法人会親睦ゴルフ大会の開催が決定いたしました。詳しくは送付済みの「会員親睦ゴルフ大会」案内をご覧ください、同参加申込書にてお申し込みください。たくさんのご参加をお待ちしております。

日にち：8月27日(木) 7:49スタート 会場：真駒内カントリー倶楽部

各支部税の啓発活動行います!

札幌南法人会では各地域のお祭り・イベント会場で税の啓発活動(法人会グッズの配布等)を行っております。本年も下記の地域で行う予定ですので、是非ご来場・ご参加お待ちしております!

7月18日(土)清田区民まつり会場、7月25日(土)澄川夏祭り会場、7月25日(土)平岸郷土芸能祭会場、7月26日(日)みその子供まつり会場、8月1日(土)西岡1区中央ラジオ体操会場、8月1日(土)恵庭三四会納涼花火大会会場、8月1日(土)北広島ふるさと祭り会場、8月初旬頃西岡南町内会ラジオ体操会場、西岡北斗町内会・西岡中央町内会ラジオ体操会場、8月中旬豊平小学校グラウンドラジオ体操会場、8月19日(水)千歳市民納涼盆踊り大会会場、等々

ホームページをご活用ください!

法人会の各種案内やセミナーの案内等、スマホでも見やすくなりましたのでご活用ください。インターネットセミナーも充実! 先ずは で検索を

会報164号 7つの間違い探しの答え

①後ろの明かり(左上) ②目線(中上) ③日の丸(中央) ④水と郡(右中) ⑤桶の傾き(中) ⑥面の悪の字(中下) ⑦悪の化身の数(右下)

応募者30名、正解者28名で、正解者の中から10名には図書カード等の賞品を、参加者全員に法人会オリジナルグッズを発送済です。

差し上げます!

幹旋図書のご案内

No.	タイトル	発行元	価格
1	AIを味方にする あなたの仕事と 会社業務	榊清文社 2026年1月	無料 B5版 (21頁)
2	取適法対応 トラブルを未然に防ごう! 中小企業の取引ルールと 法律知識	榊清文社 2026年1月	無料 B5版 (56頁)
3	経営者が知っておきたい! 決算書の活用法	榊清文社 2026年1月	無料 B5版 (31頁)
4	はじめよう 健康経営	榊清文社 2026年5月	無料 B5版 (35頁)

*上記の図書をご希望の方に差し上げます。但し送料のご負担はお願いします。

*数量に限りがございますので、先着順とさせていただきます。

*** お問合せ・申込先 ***

公益社団法人 札幌南法人会 事務局

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階 TEL 011(251)7863 FAX 011(241)3218



「雑学・雑談の庭」 「お盆といえば8月でしょ！」

この春、進学や就職で地方から東京（およびその周辺）に来て、それまで順調に新生活を送ってきた人が「えーっ!」と驚くのは、7月15日が「お盆」であることだ（と思う）。

お盆は8月15日に決まっている。ご先祖さまもそのつもりでいるのだから…。

明治5年、政府から太陰暦（旧暦）を太陽暦（新暦）に変更せよとのお達しが出て、年中行事が1か月ほど繰り上がることになった。旧暦7月15日のお盆も新暦の7月15日に。ところが、米作りに携わっている地方の人たちからは「この時期は忙しくて、ご先祖さまに申し訳ない」。それならば、月遅れの8月15日をお盆にしようとなった。

全国的にはこの「月遅れのお盆」を採用し、いまに至っている。ちなみにNHKでは「月遅れのお盆」と言わず「8月お盆」と言うそうだ。

何ごととも日本の標準、あるべき姿と思っている東京の人たちに言いたい。「君たちのお盆は少数派なのだよ」と。盆踊りをするにも梅雨末期の大雨で大会が中止になるケースも多い（はず）。子どもたちも期末試験で殺気立っている。GWや正月休みに旅行するのもいいが、8月の盆休みくらいは帰省して、みんなと昔を懐かしむのはどうだ。夕日もきれいだよ。

【筆者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。



業務センターへの郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、令和3年7月から「内部事務のセンター化^(※)」を実施しており、令和8年7月10日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更(統一)することとしております。

当該実施に伴い、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

01

申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
- 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。

02

書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

03

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。

04

電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。

05

納税証明書の交付、現金による国税の納付、面接による相談(事前予約が必要で
す。)などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※)「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務(申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など)を、専任部署(業務センター)で集約処理する取組です。



**札幌南税務署の内部事務は、
札幌国税局 札幌業務センターが担当します！**

業務センター現名称等 (令和8年4月現在)	業務センター新名称等 (令和8年7月10日以降)	内部事務のセンター化の 対象税務署
〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局 札幌業務センター	札幌中、札幌北、札幌南、札幌西、 札幌東、 小樽、岩見沢、苫小牧、滝川、余市、 浦河

税務署からのお知らせ

源泉所得税のキャッシュレス納付について



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます！

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ（e-Taxソフト（WEB版）を利用する場合）

※ e-Taxソフト（WEB版）はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト（WEB版）の準備をします。

e-Taxソフト（WEB版）をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Taxホームページ「e-Taxソフト（WEB版）のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出（送信）が必要です。e-Taxソフト（WEB版）を利用して開始届出書の提出（送信）を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト（WEB版）の操作方法については、e-Taxホームページ（e-Taxソフト（WEB版）ご利用ガイド）をご覧ください。



【開始届出書を作成する】

3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続（準備）を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)をご覧ください。



【源泉所得税の納税手続】

① ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方はe-Taxからダイレクト納付利用届出書を提出（送信）することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出（送信）の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

なお、e-Taxの徴収高計算書データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、法定納期限当日（法定納期限当日に手続をした場合は、翌取引日）に自動的に口座引落しにより納付を行うことができます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」（ペイジー）が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください（利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。）。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

※2 事前にPay払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続（準備）は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト（WEB版）を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

日本政策金融公庫からのお知らせ



日本政策金融公庫事業者サポート LINE 公式アカウントの おすすめの使い方をご案内



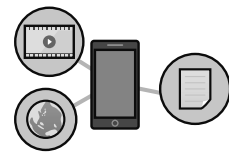
経営に役立つ 新着情報をお届け

経営の工夫事例やお役立ちコラム、
動画コンテンツなどの新着情報をお届けします。



各種サービスに 簡単アクセス

インターネット申込など
公庫の各種サービスへ、
簡単にアクセスできます。



チャット形式であなたに“ぴったり”な 情報が見つかる

色々な情報コンテンツが
検索できます



リッチメニューから
検索したいコンテンツを
選んでタップ



画面に表示される
質問に回答していくと...



あなたにぴったりな
情報を簡単に
検索することができます。

経営の工夫事例

事業者の
経営工夫事例



公庫の支援事例

公庫がサポートした
お客さまの事例



資料

補助金・助成金の情報や、
経営ノウハウに
関するコラムなど



動画

専門家による
経営ノウハウの
解説動画など



友だち追加はこちらから >>



LINE ID 検索

@jfc_kokumin

日本公庫 事業者 Support Plus のご案内



経営の“プラス”になる情報をご案内する特設サイトです。「気づく」「知る」「学ぶ、実践する」の3つのステップで事業者の気づきから解決までをサポートします。

色々な情報を
収集したい方へ
おすすめ!



詳しくは
こちらから



URL : <https://www.jfc.go.jp/n/finance/keiei/support-plus/index.html>

北海道雇用労働相談センターからのお知らせ



労働・雇用のこと、
道内どこからでも
専門家に無料で相談を!!

相談無料!
申し込みは
こちら!



北海道雇用労働相談センター(HECC)とは? /

働き方に関する不安や疑問を専門家に相談できる場所です。

雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。新規開業直後の企業や海外からの進出企業等が、日本の雇用ルールを的確に理解し、個別労働関係紛争を生じることなく円滑に事業展開できるよう、各種相談サービスを提供します。

※当センターは、既に発生している労使トラブルの解決を目的とするものではありません。

相談・セミナーの
利用料はすべて無料

弁護士・社会保険労務士などによる
一般労働相談

弁護士・社会保険労務士による
個別訪問相談

弁護士による高度な専門相談

外国語での相談にも対応
(英語、中国語等)

労務や人事、社会ニーズに
関するセミナーの開催

こんな“お悩み”
ありませんか?



就業規則って
必要なの?

人を雇いたいけれど
社会保険の手続きは
どうすればいいの?

労務管理って
何をすればいいの?

サービスの対象者

ベンチャー企業および新規開業を目指す企業

ベンチャー企業、グローバル企業以外の企業も気軽に相談できます

日本国外から北海道に進出を目指すグローバル企業

以上3つの条件の企業で働く方(就労を希望する方を含む、日本人・外国人)

北海道雇用労働相談センター(HECC)

〒060-8610 北海道札幌市中央区北1条
西2丁目2-1 北海道経済センタービル 6階

お問い合わせはこちら ☎0120-500-470

【営業時間】9:00~17:00(土日・休日・年末年始を除く)
※当日の相談受付は原則16:30まで

【メールアドレス】info@hokkaido-elcc.jp

公式webサイト
はこちら



札幌南法人会は新しく入会された方々とともに、地域社会の貢献に努めます！

新入会員のご紹介

令和8年1月1日発行の第164号でご紹介した以降、令和8年4月30日までの間に新しく次の方々
が札幌南法人会の会員になりました。どうぞよろしくお願ひします。

法人名	代表者名	所在地	所属支部	紹介者名
タカヨシ工業	小出和江	豊) 月寒東3条4丁目3-12-402B	豊平1	齋藤一史
好井七海	好井七海	豊) 月寒東5条13丁目5-2	豊平1	竹内孝代
(株) 家と人	原克範	豊) 月寒東2条19丁目3-7 サンパレス月寒東103号	豊平1	三澤功
ダイヤモンド総研(株)	加藤圭吾	豊) 月寒東3条3丁目5-11	豊平1	橋本毅
アスタ企画	安部道広	豊) 福住1条9丁目7-17 福住マンション2号	豊平1	大 同 生 命 白 神 里 香
(株) 札幌中央物流	古田貴秀	豊) 西岡4条1丁目13-24	豊平2	AIG 伊賀洋介
(株) セルテクニカ	見附博保	豊) 西岡2条11丁目16-27	豊平2	AIG 川上知宏
塗装のハヤシ	林隆行	豊) 西岡4条6丁目6-18	豊平2	堀理人
(株) NKハウス	中山健太	豊) 美園12条7丁目4-19 奥寺ハイツ103号	豊平3	北 法 人 会 中 村 靖 哉
(株) lieN	一戸公陽	豊) 美園3条5丁目1-15 原ビル1F	豊平3	横 関 一 伸
(同) フロンティア・ソウル	西村朋樹	豊) 水車町5丁目1-10 ザ・ハynes水車町102	豊平4	東 法 人 会 よ り 異 動
貼れる屋	及川智信	豊) 平岸6条13丁目3-30-513号	豊平5	飛田進吾
(有) オフィス裕	右近裕史	豊) 平岸3条10丁目1-30	豊平5	藤川誠二
(有) マルイ荒井商事	荒井英善	清) 清田1条4丁目1-55	清田1	荒井喜和
幸匠塗建	岡田幸平	清) 真栄410-79	清田1	井澤貞登
(株) サニー	吉田伸也	清) 平岡3条2丁目8-3	清田2	北 法 人 会 よ り 異 動
(株) K & K 建築工房	黒川潔	清) 北野1条2丁目1-40	清田2	荒井喜和
(株) 山田金属工業	山田雅也	南) 澄川4条12丁目5-7-206	南 1	AIG 川上知宏
(同) ESIソリューションズ	菊地貴俊	南) 真駒内柏丘11丁目1-103	南 1	(株) ライム 山田
小橋北豊(株)	高田英博	南) 川沿18条1丁目3	南 1	橋本毅
札幌硬石(株)	安保陽一	南) 川沿18条2丁目3-6	南 1	橋本毅
IMC(株)	木村真佐人	南) 真駒内634番地2	南 1	三寺健吾
幸之友	森田幸司	南) 澄川4条2丁目2 アールユービルB1F	南 1	堀理人
(株) ふるさとファーム	東海林幸恵	南) 石山687番地6	南 2	大 同 生 命 峯 理 恵 子
(有) 伸星工業	志田則昭	北) 新琴似10条9丁目1-20	その他	堀理人
ノーザンファーマーズ(株)	河野玄太	西) 山の手1条4丁目5-1-401	その他	神代晃嗣
(株) TONMANA	宮島拓夢	中) 南3条西3丁目11-1 サザンクロス札幌10-E	その他	北 法 人 会 吉 田 隆 人

新入会員のご紹介

法人名	代表者名	所在地	所属支部	紹介者名
(株) 日本トリム札幌支社	肴倉伸幸	中) 北5条西6丁目2 札幌センタービル12F	その他	鈴木直幸
(株) SUCCESS STAGE	中野涼	中) 南3条東4丁目18 青工ビル3F	その他	AIG 吉川一臣
j o s e	尾崎明宏	中) 北4条東2丁目8-7 PINN-N4E2-1B1F	その他	堀理人
(株) みずき商事	沼崎瑞季	千歳市北斗1丁目24-11	千歳	伊藤直人
茂野設備(株)	茂野隆志	千歳市自由が丘4丁目	千歳	坂口雄二
(株) w o r k i t	村上芳弘	千歳市清流7丁目9-6	千歳	AIG 小山内仁
栄光造園(株)	竹田暢哉	千歳市桂木2丁目7-10	千歳	荃津俊爾
(同) 共栄梱包サービス	藤島大地	千歳市北信濃776番地4	千歳	(株) 二十四時間
(株) G o d - W i n d	今野良紀	千歳市北信濃871番地19 ベルコ千歳シティホール内	千歳	荃津俊爾
(株) G o d - R e c e p t i o n	岩崎朋久	千歳市北信濃871番地19 ベルコ千歳シティホール内	千歳	荃津俊爾
(株) ヒシナカ千代田	中島俊弘	千歳市富丘2丁目18-12	千歳	荃津俊爾
(株) 長崎工業	高野悠	千歳市上長都2番地11	千歳	荃津俊爾
(株) トナミ建設工業	渡邊源一	千歳市長都駅前1丁目6-1	千歳	荃津俊爾
(有) やまでん	山本幸博	千歳市豊里2丁目14-13	千歳	荃津俊爾
司法書士 下野行雄事務所	下野行雄	千歳市新富2丁目1-31	千歳	荃津俊爾
山二総合保全(株)	南雲勇次	千歳市北栄1丁目20-7	千歳	ザ・ファーストボンド(株) 藤高嗣
(株) シーズン	山田茂	千歳市錦町4丁目1838	千歳	荃津俊爾
共同配管工業(株)	平野直樹	千歳市上長都1160番地38	千歳	荃津俊爾
(有) 橋本商店	橋本繁	恵庭市中島松393番地7	恵庭	齋藤一史
島松クリーニング	小野田正和	恵庭市島松寿町1丁目23-11	恵庭	高田英季
E I G H T (株)	平沼満久	恵庭市泉町41	恵庭	島田圭一
N ロジック	北條佳祐	恵庭市福住町3丁目10-10	恵庭	AIG 川上知宏
(株) 西川	西川義男	恵庭市黄金北2丁目10番地26	恵庭	(株) ワンズエージェンシー 横田剛
(同) ジャパンテック	水倉あゆみ	北広島市大曲中央3丁目2-13	北広島	AIG 川上知宏
(株) 田尻エレクト	田尻優次	北広島市大曲中央2丁目3-6	北広島	(有) 開陽総業
三和ボデー工業(株)	林陽	北広島市大曲並木1丁目5-1	北広島	荒井喜和

会員募集

法人会に入会しよう！

札幌南法人会では、役員・会員一丸となって組織拡大（会員増強）運動を実施しています。皆様のお知り合いの方で法人会に未加入の会社がございましたら、是非ご加入をお勧めいただくかお近くの役員か事務局にご連絡をいただきたくお願い申し上げます。

公益社団法人 札幌南法人会

副会長・組織委員長 佐藤 昌一

お問い合わせは 事務局 TEL 011-251-7863 (<http://www.satsu-minami.jp>) へ

／ 簡単・便利 ／

キャッシュレス納付 をご利用ください



国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。

おすすめ

ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)

e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。
利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。

こんな方におすすめ

- e-Taxで申告等をされている方
- 毎月の源泉所得税など、納付する機会が多い方

インターネット バンキング

契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。



こんな方におすすめ

- e-Taxで申告等をされている方
- インターネットバンキング又はモバイルバンキングを利用されている方

振替納税

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。
申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。

こんな方におすすめ

- 申告所得税の予定納税や個人消費税の中間申告がある方
- 個人事業主で毎年申告している方

クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。

※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。

こんな方におすすめ

- クレジットカード決済をよく利用されている方
- ダイレクト納付やインターネットバンキングに対応する口座をお持ちでない方

スマホアプリ 納付

スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。

納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。

こんな方におすすめ

- スマホ申告をされた方
- 普段からPay払いを利用されている方



法人会は「キャッシュレス納付」の推進に協力しています。

さらに詳しくはWEBへ

キャッシュレス納付 検索